

経済調査 レポート

制度改正が2012・13年の家計に与える 影響～勤労者世帯の可処分所得は大幅減

経済調査部門 研究員 桑島 滋 (くわはた しげる)
(03)3512-1838 kuwahata@nli-research.co.jp

【要旨】

- ・ 本稿では2012年度税制改正を受けて、今後予定されている税・社会保障制度の改正が2012年から13年にかけて、家計の可処分所得に与える影響について世帯類型・年収別に比較した。
- ・ 試算の前提となる世帯類型については、単身世帯、及び専業主婦世帯（妻、子ども2人）を想定した。また、専業主婦世帯については子どもの年齢により2パターンに分け検証を行った。
- ・ 制度改正が2012年の家計の可処分所得に及ぼす影響については、2012年6月以降の住民税負担が増加することに加え、子ども手当見直しの影響が可処分所得の押し下げ要因として顕在化することから、専業主婦世帯、特に年収1000万円超層で大きい。子どもの年齢が13歳、10歳のケースでは、2011年と比べた可処分所得が▲18万円程度減少することとなる。
- ・ 制度改正の影響がすべて表れる2014年の家計の可処分所得を2011年と比較すると、専業主婦世帯では年収1000万円から年収1500万円層で▲30万円超、年収1800万円層で▲40万円超と、可処分所得が大幅に減少することとなる。
- ・ 勤労者世帯の負担の増加が続くことは、経済活力の低下を招き、経済全体の低迷にもつながりかねない。中長期的な視点を踏まえ、高齢化社会に対応できる公平な負担のあり方を国民全体で今一度議論する必要があるのではないだろうか。

1. はじめに

12月10日、2012年度税制改正大綱が閣議決定された。最大の焦点であった自動車取得税と自動車重量税の廃止を巡っては自動車業界や経済産業省などから強い要望があったが、財源の折り合いがつかないことなどから2012年度改正では見送られることとなり、代わりにエコカー減税の3年間延長や自動車重量税の負担軽減措置が図られることとなった。一方、個人所得課税については、2011年度税制改正における積残し事項であった給与所得控除の上限設定(245万円)などの給与所得控除の見直し、退職所得課税の見直しなどが実施されることとなった。本稿では2012年度税制改正を受けて、今後予定されている税・社会保障制度の改正が2012年から13年にかけて家計の可処分所得に与える影響について世帯類型・年収別に比較したい。

2. 世帯・年収別試算

2-1 試算の前提

はじめに試算の前提について触れておく。対象世帯は、単身世帯、及び専業主婦世帯(妻、子ども2人)を想定した。また、専業主婦世帯については子どもの年齢により2パターンに分けた。

試算はそれぞれのパターンについて年収別に各世帯の所得税・住民税・社会保険料の支払額と子ども手当などの受取額を算出し、それを足し引きすることで各年の可処分所得¹を算出した。その後可処分所得を前年と比較し、制度改正が可処分所得に与える影響について検証した。

2012年の所得税・住民税・社会保険料のうち、所得税、社会保険料については2012年中の所得、給与に課されるものを指す。住民税については、2010年中の所得に課される負担額(2011年6月から2012年5月まで)5ヵ月分と、2011年中の所得に課される負担額(2012年6月から2013年5月まで)7ヵ月分を合算することで算出した。また、子ども手当などの受取額についてもあくまで受取り時点での計上とした。負担する社会保険料、所得税・住民税にかかる所得控除等の詳細は、図表1の通りとする。

(図表1) 試算の前提条件(2011年度時点)

	年齢	収入	家族構成	社会保険(負担分)	所得税・住民税における所得控除等	備考
ケース1	35	給与収入のみ(*)	独身	・健康保険(協会けんぽ) ・厚生年金 ・雇用保険	・給与所得控除 ・基礎控除 ・社会保険料控除 ・均等割り(住民税)	(*)ボーナスは1.5ヵ月分を7月と12月に支給
ケース1	35	給与収入のみ(*)	妻、子ども2人(4歳、1歳)	・健康保険(協会けんぽ) ・厚生年金 ・雇用保険	・給与所得控除 ・基礎控除 ・配偶者控除 ・社会保険料控除 ・均等割り(住民税)	(*)ボーナスは1.5ヵ月分を7月と12月に支給
ケース2	45	給与収入のみ(*)	妻、子ども2人(13歳、10歳)	・健康保険(協会けんぽ) ・介護保険第2号 ・厚生年金 ・雇用保険	・給与所得控除 ・基礎控除 ・配偶者控除 ・社会保険料控除 ・均等割り(住民税)	(*)ボーナスは1.5ヵ月分を7月と12月に支給

¹ 可処分所得 = 給与収入 - 税額(所得税 + 住民税) - 社会保険料 + 子ども手当(拡充児童手当含む)

前提とする制度改正のスケジュールについては図表 2 の通りとする。

留意すべき点としては、制度改正の年度と実際に制度が適用される時期にはズレが生じる点である。例えば 2012 年度税制改正において、給与所得控除に上限が設定されることとなったが、これが実際に適用されるのは所得税では 2013 年 1 月以降、住民税では 2014 年 6 月以降となる。

従って、2012 年の家計に影響を与える制度要因については、2010 年度の税制改正で決定した 15 歳までの扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴う住民税の増加、厚生年金保険料の引き上げなどであり、2012 年度改正の影響が家計に及ぶのは 2013 年以降である。

(図表 2) 試算に織り込んだ制度改正

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度等の改定
2011年	1月 (一)所得税 (年少扶養親族に対する扶養控除の廃止) (特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止)	(一)健康保険・介護保険 (保険料の引上げ) (一)厚生年金 (保険料の引上げ) 子ども手当見直し (支給額変更)
	4月	
	10月	
2012年	4月	(一)健康保険 (保険料の引上げ) 拡充児童手当導入 (所得制限導入)
	6月 (一)住民税 (年少扶養親族に対する扶養控除の廃止) (特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止)	(一)厚生年金 (保険料の引上げ)
	10月	
2013年	1月 (一)所得税 (復興特別税、給与所得控除上限額の導入)	(一)厚生年金 (保険料の引上げ)
	10月	
2014年	6月 (一)住民税 (復興特別税、給与所得控除上限額の導入)	(一)厚生年金 (保険料の引上げ)
	10月	

(注1)(-)は可処分所得減を示す。

子ども手当見直し、新児童手当導入の影響が可処分所得に与える影響についてはケースにより異なる。

(注2)網掛け部分は今後実施される改正

2-2 家計に与える影響 (2011 年から 12 年)

ケース 1 の単身世帯について、制度改正が 2011 年から 12 年にかけての可処分所得に与える影響を収入階層別にみると、すべての収入階層で可処分所得が前年比で減少する結果となった(図表 3)。また減少幅では年収 1800 万円層で最も大きい。

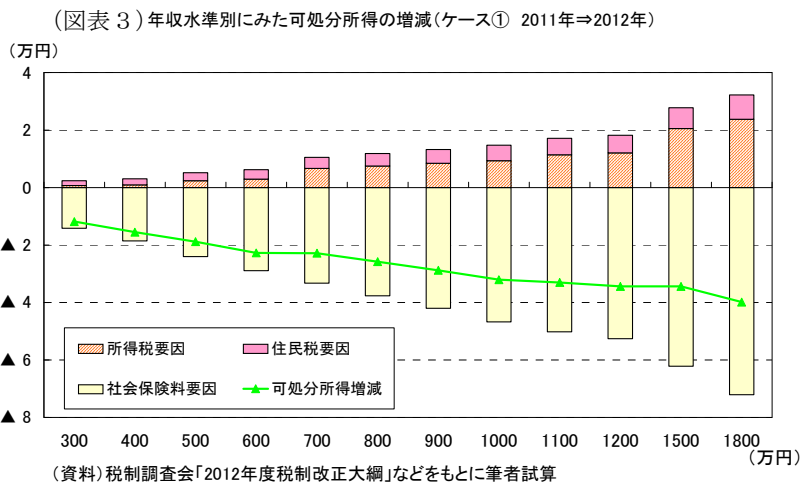
可処分所得がすべての収入階層で減少する理由は、厚生年金保険料率²、及び健康保険料率³の引き上げに伴う社会保険料の負担が増加するためである。また、図表 3 では、所得税、住民税⁴が可

² 厚生年金保険料率は 2004 年の年金制度改正により、2004 年から 2017 年まで毎年 0.354% ずつ引上げられる。

³ 全国健康保険協会が 2011 年 10 月に公表した「平成 24 年度協会けんぽ収支見込みについて」によると、高齢受給者に係る自己負担引上げ凍結を継続した場合、保険料率は 2011 年度の 9.50% から 12 年度に 10.20% に引上げられる見込みとなっている。本稿では見通し値をもとに計算した。

⁴ 住民税については、2010 年、及び 11 年の社会保険料控除拡大が影響している。

処分所得の押し上げ要因となっていることが見て取れるが、これは社会保険料増加に伴い社会保険料控除が拡大したことを受けて、課税所得が押し下げられたためである。特に所得税では超過累進税率を適用していることから高所得層になるにつれ可処分所得の押し上げ幅は大きくなっている。



ケース①(単身世帯)

	2012(対前年)			
	所得税要因	住民税要因	社会保険料要因	可処分所得増減
300	0.1	0.2	▲1.4	▲1.2
400	0.1	0.2	▲1.9	▲1.5
500	0.2	0.3	▲2.4	▲1.9
600	0.3	0.3	▲2.9	▲2.3
700	0.7	0.4	▲3.3	▲2.3
800	0.8	0.4	▲3.8	▲2.6
900	0.8	0.5	▲4.2	▲2.9
1000	0.9	0.5	▲4.7	▲3.2
1100	1.1	0.6	▲5.0	▲3.3
1200	1.2	0.6	▲5.3	▲3.4
1500	2.1	0.7	▲6.2	▲3.4
1800	2.4	0.8	▲7.2	▲4.0

(資料) 税制調査会「2012年度税制改正大綱」などをもとに筆者試算

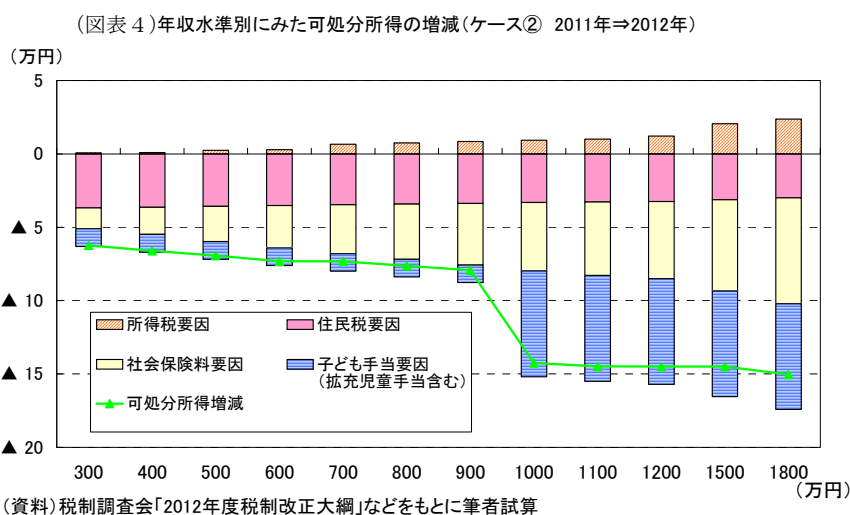
次に専業主婦世帯のうち、ケース2(3歳未満の子どもがいる)世帯への影響をみると、ケース1同様、すべての年収階層で可処分所得が前年比で減少する結果となった。ただし、減少幅はケース1と比べ大きい。また、減少幅では年収900万円層と年収1000万円層の間に段差が生じていることが確認できる(図表4)。

可処分所得減少の要因は、2010年度の税制改正で年少扶養控除が廃止されたことを受けて2012年6月以降の住民税負担が増加することに加え、子ども手当見直しの影響⁵が可処分所得の押し下げ要因として顕在化することが大きい。また、年収900万円層と年収1000万円層の間で段差が生じる理由は、子ども手当に代わって2012年度以降導入される児童手当を改正した新たな制度(以

⁵ 子ども手当は2012年4月以降、児童手当を改正した新たな制度へ移行する。また、経過措置として2011年10月から2012年3月までは「2011年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき支給されることとなる。詳細は桑島滋「子ども手当見直しによる家計への影響」ニッセイ基礎研究所2011.8経済調査レポートを参照されたい。

下、本稿では拡充児童手当と称する)の支給条件として所得制限(年収960万円程度⁶)が設けられるためである。

年収1000万円層は、拡充児童手当の所得制限の対象となることから、2012年10月支給分(6月から9月分)の拡充児童手当について、月額1万円(5000円×2)しか受け取ることができず、2.5万円支給される年収900万円以下層との間で1.5万円もの差が生じる。そのため、年収900万円層と比べ可処分所得押し下げ幅が大きなものとなっている。



ケース② 専業主婦世帯(子ども2人 4歳、1歳)

	2012(対前年)				
	所得税要因	住民税要因	社会保険料要因	子ども手当要因 (拡充児童手当含む)	可処分所得増減
300	0.1	▲ 3.7	▲ 1.4	▲ 1.2	▲ 6.2
400	0.1	▲ 3.6	▲ 1.9	▲ 1.2	▲ 6.6
500	0.2	▲ 3.6	▲ 2.4	▲ 1.2	▲ 6.9
600	0.3	▲ 3.5	▲ 2.9	▲ 1.2	▲ 7.3
700	0.7	▲ 3.5	▲ 3.3	▲ 1.2	▲ 7.3
800	0.8	▲ 3.4	▲ 3.8	▲ 1.2	▲ 7.6
900	0.8	▲ 3.4	▲ 4.2	▲ 1.2	▲ 7.9
1000	0.9	▲ 3.3	▲ 4.7	▲ 7.2	▲ 14.3
1100	1.0	▲ 3.3	▲ 5.0	▲ 7.2	▲ 14.5
1200	1.2	▲ 3.2	▲ 5.3	▲ 7.2	▲ 14.5
1500	2.1	▲ 3.1	▲ 6.2	▲ 7.2	▲ 14.5
1800	2.4	▲ 3.0	▲ 7.2	▲ 7.2	▲ 15.0

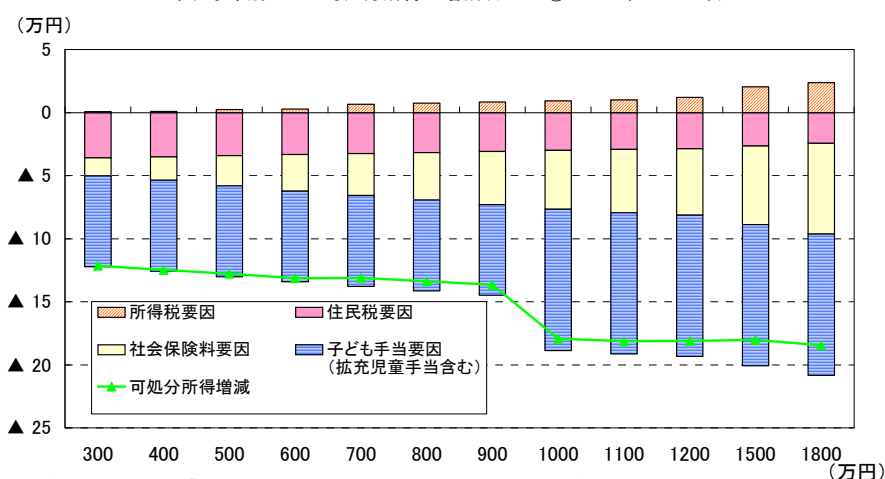
(資料) 税制調査会「2012年度税制改正大綱」などをもとに筆者試算

最後にケース3(中学生と小学生の子どもがいる世帯)への影響を見ると、ケース2同様すべての年収階層で可処分所得が前年比で減少する結果となった(図表5)。ただし、減少幅では年収900万円以下の層で▲13万円前後、年収1000万円を超える層では▲18万円前後と、ケース2と比べ大きい。これは、2011年10月以降の子ども手当支給額、及び拡充児童手当支給額が3歳未満の子どもがいるケース2と比べ月額5000円程度少ないこと⁷が主因である。

⁶ 所得制限については、被用者か否か、または扶養親族の数により対象となる年収は異なる。また本試算では、年収960万円を上回った場合、拡充児童手当は子ども1人当たり5千円支給されるものとしている。なお、拡充児童手当について所得制限が導入されるのは10月支給分(6~9月分)以降であり、4、5月分については、高所得者層についても所得制限の対象とならない。

⁷ 2011年10月以降支給される特別措置法に基づく子ども手当、及び新児童手当の支給額は、子ども2人の場合、0から3歳未満1.5万円、3歳~中学生1万円となっており、従来の1.3万円と異なる。

(図表 5) 年収水準別にみた可処分所得の増減(ケース③ 2011年⇒2012年)



(資料) 税制調査会「2012年度税制改正大綱」などをもとに筆者試算

ケース③専業主婦世帯(子ども2人 13歳、10歳)

	2012(対前年)				
	所得税要因	住民税要因	社会保険料要因	子ども手当要因 (拡充児童手当含む)	可処分所得増減
300	0.1	▲ 3.6	▲ 1.4	▲ 7.2	▲ 12.1
400	0.1	▲ 3.5	▲ 1.9	▲ 7.2	▲ 12.5
500	0.2	▲ 3.4	▲ 2.4	▲ 7.2	▲ 12.8
600	0.3	▲ 3.3	▲ 2.9	▲ 7.2	▲ 13.1
700	0.7	▲ 3.2	▲ 3.3	▲ 7.2	▲ 13.1
800	0.8	▲ 3.2	▲ 3.8	▲ 7.2	▲ 13.4
900	0.8	▲ 3.1	▲ 4.2	▲ 7.2	▲ 13.6
1000	0.9	▲ 3.0	▲ 4.7	▲ 11.2	▲ 17.9
1100	1.0	▲ 2.9	▲ 5.0	▲ 11.2	▲ 18.1
1200	1.2	▲ 2.9	▲ 5.3	▲ 11.2	▲ 18.1
1500	2.1	▲ 2.7	▲ 6.2	▲ 11.2	▲ 18.0
1800	2.4	▲ 2.4	▲ 7.2	▲ 11.2	▲ 18.5

(資料) 税制調査会「2012年度税制改正大綱」などをもとに筆者試算

2-3 家計に与える影響 (2012年から13年)

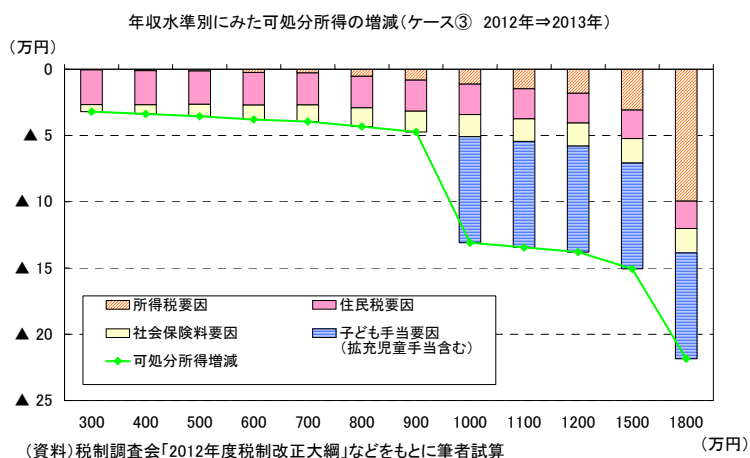
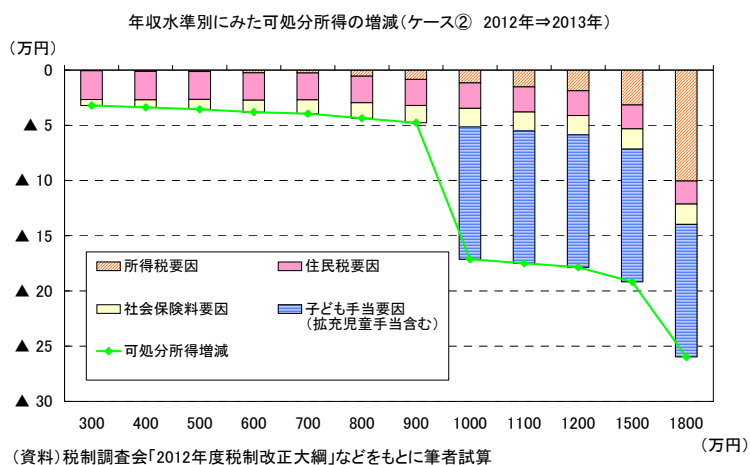
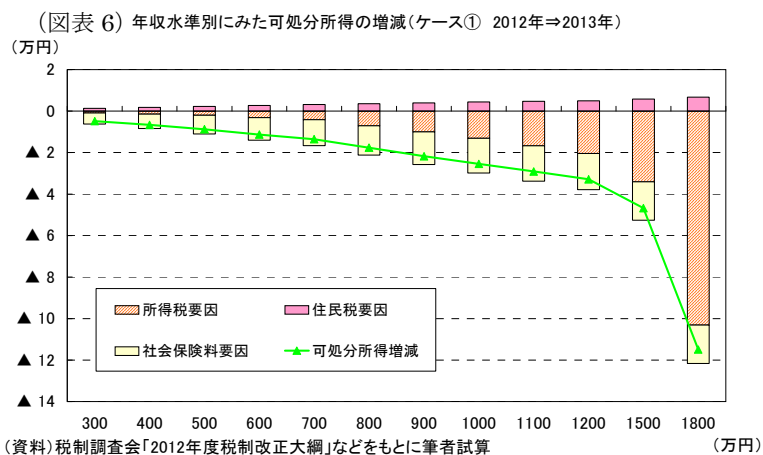
続いて制度改正が2012年から13年の可処分所得に与える影響について考察する。ただし、2013年の試算にあたっては健康保険、介護保険、雇用保険の保険料率を2012年から据え置きとしており、2013年度の制度改正により保険料率の引上げが実施される可能性があることなど不透明な要素が強く相当の幅を持ってみる必要がある。

2012年から13年にかけての可処分所得増減要因は、年少扶養控除廃止に伴う住民税負担増加、子ども手当から拡充児童手当への変更、所得税の復興特別税⁸、及び給与所得控除の上限設定などである。

これらの影響を2011年から12年にかけてと同様3つのケースに分けてみると、ケース1の単身世帯では、厚生年金保険料の引き上げ、復興特別税の影響などから全年収階層で可処分所得が前年比で減少となるが、特に年収1500万円を超える層では給与所得控除上限設定が影響し前年比▲11.5万円と減少幅が顕著となっている(図表6)。

⁸ 東日本大震災からの復興費確保の観点から復興特別税が創設されており、所得税は2013年1月から2037年12月までの間、2.1%の付加税を課し、住民税は、2014年度から2023年度までの各年度分の個人住民税の均等割について1千円を加算。

一方、ケース2、及びケース3については、上記に加え、子ども手当から拡充児童手当への変更に伴う年収制限導入（960万円程度）の影響が可処分所得下押し要因として顕在化することから、年収1000万円を超える層で可処分所得の減少が顕著となることが窺える。減少幅ではケース2の年収1800万円層で前年比▲26.0万円と最も大きくなる。



3. 大幅減少となる高所得層の可処分所得

これまで制度改正が2012、13年の家計の可処分所得に与える影響について暦年ごとに検証したが、結果、高所得者層を中心に可処分所得が大きく減少することが確認できた。ただし、2014年には住民税においても復興特別税や給与所得控除上限設定の影響が顕在化し、家計の可処分所得はさらに減少することから、2012・13年の家計の可処分所得の影響を見るだけでは十分とは言えない。

そこで以下で、3つのケースそれぞれについて、制度改正の影響がすべて顕在化する2014年の可処分所得を2011年と比較してみると、ケース1の単身世帯では減少幅が限定的なものにとどまったものの、ケース2、3の専業主婦世帯では、2011年と比べて年収900万円以下の層でケース2が▲9.9万円の減少となった年収300万円層を除き▲10万円超、ケース3が▲15万円超の減少となった。また、両ケースとも年収1000万円層から年収1500万円層を超える層では▲30万円超、1800万円層では▲40万円超となり、高所得層ではさらに大きく減少する（図表7）。

(図表7) 2011年以降の可処分所得の推移

ケース1					(単位:万円)
年収	2011年	2012年	2013年	2014年	対2011年比
300	241.8	240.6	240.2	239.7	▲ 2.1
400	320.1	318.6	317.9	317.3	▲ 2.8
500	392.7	390.8	389.9	389.2	▲ 3.5
600	465.4	463.2	462.0	461.2	▲ 4.3
700	533.9	531.6	530.3	529.4	▲ 4.5
800	598.2	595.6	593.8	592.9	▲ 5.3
900	662.4	659.5	657.4	656.3	▲ 6.1
1000	727.5	724.3	721.8	720.7	▲ 6.8
1100	793.8	790.5	787.6	786.5	▲ 7.3
1200	858.8	855.4	852.1	851.0	▲ 7.8
1500	1035.6	1032.2	1027.5	1026.6	▲ 9.0
1800	1202.8	1198.8	1187.4	1185.6	▲ 17.2

ケース2					(単位:万円)
年収	2011年	2012年	2013年	2014年	対2011年比
300	284.8	278.6	275.4	274.9	▲ 9.9
400	363.1	356.5	353.2	352.6	▲ 10.6
500	437.6	430.6	427.1	426.4	▲ 11.2
600	510.3	503.0	499.2	498.4	▲ 12.0
700	582.6	575.3	571.3	570.5	▲ 12.1
800	646.9	639.2	634.9	633.9	▲ 12.9
900	711.1	703.2	698.4	697.4	▲ 13.7
1000	776.2	762.0	744.8	743.7	▲ 32.5
1100	842.7	828.2	810.7	809.6	▲ 33.1
1200	908.6	894.1	876.3	875.2	▲ 33.4
1500	1089.3	1074.8	1055.6	1054.7	▲ 34.6
1800	1256.5	1241.4	1215.5	1213.7	▲ 42.8

ケース3					(単位:万円)
年収	2011年	2012年	2013年	2014年	対2011年比
300	282.8	270.7	267.5	267.0	▲ 15.8
400	360.5	348.0	344.6	344.0	▲ 16.4
500	434.3	421.5	418.0	417.2	▲ 17.1
600	506.4	493.3	489.5	488.7	▲ 17.8
700	578.7	565.5	561.6	560.6	▲ 18.0
800	642.4	629.0	624.7	623.8	▲ 18.6
900	706.1	692.5	687.8	686.7	▲ 19.4
1000	770.5	752.6	739.5	738.4	▲ 32.1
1100	836.4	818.2	804.8	803.7	▲ 32.7
1200	902.2	884.1	870.3	869.3	▲ 33.0
1500	1082.4	1064.4	1049.3	1048.4	▲ 34.0
1800	1248.1	1229.6	1207.8	1206.0	▲ 42.1

(資料) 税制調査会「2012年度税制改正大綱」などをもとに筆者試算

専業主婦世帯の高所得者層で可処分所得の減少幅が顕著となる理由は、既述の通り、所得制限のない従来の子ども手当から、所得制限を設けた拡充児童手当に移行することが最大の要因である。政府は来年度拡充児童手当の導入に際し、所得税、住民税の年少扶養控除廃止に伴う高所得世帯の負担増加に配慮し所得制限の対象となる世帯について、一定額を支給するなど負担軽減策を講じることとしており、本稿では、所得制限の対象となる世帯への支給額について、子ども一人あたり月額5千円支給されるものとして試算しているが、具体像がはっきり見えないことに加え、年少扶養控除復活を主張する野党との溝は深く簡単に埋まりそうにないことから、高所得者層の可処分所得減少幅は、さらに大きなものとなる可能性も十分考えられる。

今後の動向についても、少子・高齢化を背景に厚生年金保険料をはじめとした社会保険料負担の増加が続く公算が大きいことに加え、政府は、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」方針を掲げており、勤労者世帯の負担はますます増加していくものと考えられる。これでは経済活力の低下を招き、経済全体の低迷にもつながりかねない。中長期的な視点を踏まえ、高齢化社会に対応できる公平な負担と給付のあり方を国民全体で今一度議論する必要があるのではないだろうか。

参考文献

桑島滋「[制度改正による2011・12年の家計への影響](#)」ニッセイ基礎研究所

[経済調査レポート2010-2](#)

桑島滋「[子ども手当見直しによる家計への影響](#)」ニッセイ基礎研究所

[経済調査レポート2011-2](#)

篠原哲「[制度改正による2006・2007年の家計への影響](#)」ニッセイ基礎研究所

[経済調査レポート2005-2](#)

財務省「平成24年度税制改正大綱」

財務省「平成23年度税制改正大綱」他政府公表資料